

遠隔点呼実施要領(案)に対する皆様からのご意見と国土交通省の回答

	皆様からのご意見	国土交通省の回答
遠隔点呼の定義について	遠隔点呼の定義として、グループ企業の営業所間とありますが、グループ企業の営業所と車庫間及び車庫と車庫間も点呼の柔軟性を上げる為に対象にすべきと考えます。	ご意見頂きました通り、グループ企業間について、営業所間、営業所と車庫間及び車庫と車庫間も遠隔点呼の対象とできるように明記致します。
	事業者を跨る遠隔点呼の対象範囲の拡大を要望する。グループ企業の資本比率の拡大、共同運行事業者による遠隔点呼、点呼専門業者による遠隔点呼も検討して頂きたい。また、(同じ建物内に同居する)グループ企業間の対面点呼は認められるのか。(5件)	ご意見ありがとうございます。ご要望として承り、今後の検討とさせていただきます。 なお、グループ企業間での対面点呼については、現行制度で認められている範囲内においては認められます。
	事業者や運行管理者にわかりやすい用語定義、制度設計にすべきである。例えば、遠隔点呼実施営業所とは点呼を行う営業所を指すのか、点呼を受ける営業所を指すのか分かりにくい。また、従来のIT点呼制度は無くなるのか、もしくは遠隔点呼に統合されるのか。(4件)	ご意見ありがとうございます。ご要望として承らせて頂きます。 なお、従来のIT点呼制度は引き続き継続致します。
遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件について	運行管理者等が使用するモニターについて、インチ数がやや小さめでも明瞭に画像が確認できる場合は適用を認めて頂きたい。(2件)	「運行管理者等が使用するモニターについて、サイズは16インチ以上が望ましい」は、努力義務であり、運行管理者等が、運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を明瞭に視認できれば、要件を満たしているとみなします。

	<p>運転者の全身を映す必要性について、外傷箇所を隠してまで乗務しようとする運転者がいるのか、また制服の下に隠れている外傷は対面点呼であっても発見は困難であり、厳しい要件であると感じます。</p>	<p>乗務前点呼、乗務後点呼時に、運転者が顔周辺以外の箇所の外傷や異常を隠したり、アルコール検知器を不正に使用することを防止し、対面点呼と同等の確実性を担保するためには必要な要件であると考えております。</p>
	<p>本人認証は生体認証装置を備えることを必須要件とすべき。(3件)</p>	<p>ご意見頂きました通り、運行管理者等及び運転者を確実に識別できる生体認証機能を有することを要件と致します。</p>
	<p>本人認証について、機器による顔認証や運転者の顔写真とカメラモニター画像を運行管理者が比較することで足りる事としてほしい。(3件)</p>	<p>有識者や業界関係者で構成される運行管理高度化検討会における実証実験結果から、顔写真とモニター映像との比較だけでは、個人を確実に識別できないケースが発生しております。 運行管理者等及び運転者を確実に識別できるように、顔認証を含めて生体認証機能を有することを要件と致します。</p>
	<p>点呼に必要な情報共有について、実態に合った方法やタイミングを明確に提示していただきたい。また、同一営業所-車庫間の点呼であれば、不要な要件ではないか。(3件)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご要望として承らせて頂きます。 なお、同一営業所内で遠隔点呼を行うケースにあたっては、当該要件で求める情報の共有が不要な旨を分かるように致します。</p>
	<p>過去の点呼記録を共有する意図が不明確で、処理に手間がかかる上、データ量も膨大なものになってしまう為、過去の点呼記録情報は削除してほしい。</p>	<p>過去の点呼記録は、他営業所の運転者に対して遠隔点呼を実施する上で、重要な情報と考えております。また、過去の全点呼記録の共有を求めているわけではなく、事業者の判断で必要な分だけ共有を求めるものです。</p>

	<p>営業所間で共有される情報として「運行管理者等緊急連絡先一覧」及び「乗務員連絡先一覧」を追加すべき。</p>	<p>参考ご意見として承りました。</p>
	<p>営業所間で共有される情報として「定期健康診断結果」を追加すべき。</p>	<p>営業所等間で共有される「日常の健康状態」には、定期健康診断結果も含まれることが望ましいと考えております。</p>
	<p>営業所間での情報共有について、コスト面の負担が見込まれるため、当面は紙等による共有または点呼機器を介さず営業所間で共有することも認めて頂きたい。(3件)</p>	<p>有識者や業界関係者で構成される運行管理高度化検討会における実証実験結果や検討を踏まえ、遠隔点呼に必要な情報については遠隔点呼に使用する機器・システムにより、営業所等間で共有されることを要件といたします。</p>
	<p>遠隔点呼実施の際に体温測定を必須要件とすることを検討いただきたい。</p>	<p>参考ご意見として承りました。</p>
	<p>健康状態の確認について、バイタルデータを測定・比較するのは費用負担が大きく、また、客観的な判定ができるまでは、運用上実務的な制約を設けることは困難と考える。(5件)</p>	<p>有識者や業界関係者で構成される運行管理高度化検討会における実証実験結果や検討を踏まえ、運行管理者等が、運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できることを要件としています。</p> <p>平常時と比較とは、例えば過去数日間の体温の平均値と当日の体温を比較する等を想定しております。</p>
	<p>健康状態の確認について、運行管理者が持病等の把握についても必要だがどのように管理すればよいか。</p>	<p>運転者の個人情報扱う場合には、事業者と対象者間で同意を得たうえで適切に扱うことを運用上の遵守事項としております。</p>

	健康状態の確認は対面でコミュニケーションを取ることが必要であるとする。	参考ご意見として承りました。
	日常点検表も電子システム化が必要ではないか。	参考ご意見として承りました。
	運転者への指示伝達事項について、運転者が見る事の出来る画像掲示板(伝達モニター等)で足りる事としてほしい。	運行管理者が運転者に対し点呼時に指示伝達すべき事項については、遠隔点呼に使用する機器・システムで確認できることを要件と致します。ただし、それに加え、営業所において掲示板等で運転者に連絡・周知を行うことを妨げるものではありません。
	乗務前点呼時の運行管理者からの指示伝達について、機器に事前に入力することは事業者の任意事項として頂きたい。	遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件として、運行管理者等が運転者に伝達すべき事項を確認できることを求めます。本要件の目的は運転者が所属する営業所の運行管理者等しか知り得ない情報を、遠隔点呼を実施する運行管理者が抜け漏れなく伝達できるようにすることであり、どのような伝達事項を機器で確認できるようにするかについては、各事業者及び運行管理者にて適切に判断されるものと考えております。
	携行品の保持・返却状況の確認について、運転者が口頭で申告することも可能として頂きたい。(4件)	遠隔点呼を実施する運行管理者等が運転者の携行品の保持状況又は返却状況を確認することを運用上の遵守事項と致します。 確認手段の例としては、機器・システムによる携行品の有無検出、監視カメラ等による携行品置き場の状況確認等、確実に携行品の保持・返却を

		遠隔から確認できる方法を求めます。
	点呼記録について、「点呼時に当該機器が自動で特定した機器の設置位置」は不要なのではないか。	ご指摘を踏まえ、「点呼時に当該機器が自動で特定した機器の設置位置」の記録については要件から削除致します。
	点呼記録について、「点呼の方法」が必要なのではないか。	ご指摘を踏まえ、「点呼方法」を運転者ごとに記録することを要件と致します。
	点呼記録について、紙の点呼簿を画像保存し共有することで足りる事としてほしい。(3件)	有識者や業界関係者で構成される運行管理高度化検討会における実証実験結果や検討を踏まえ、点呼記録については、電磁的方法により記録され、機器・システムで保存された内部形式のまま、一括で CSV 形式の電磁的記録として出力できることを要件と致します。
	点呼記録について、「遠隔点呼を受けた運転者ごと」ではなく「実施日時・営業所ごと」に変更してほしい。	1 回の点呼実施につき、対象とする運転者は 1 人であるところ、運転者ごとに点呼結果を電磁的方法により記録することを要件とします。 機器・システム内部でデータベースとして管理され、実施日時・営業所ごとに電磁的記録として出力できることを妨げるものではありません。
	機器等が故障した場合に、自動で運転者ごとかつ電磁的に故障内容を記録する機能を設けることは技術的に困難と考える。(3件)	ご指摘を踏まえ、機器の故障発生日時及び故障内容については運転者ごとではなく、故障が発生した際に電磁的方法により記録されるように要件を変更致します。

	記録の消去防止について、機器の故障の恐れがある。定期的 に別の機器へバックアップしたり、クラウドサービスなど複数拠 点にデータが保存される仕組みを利用したりすることを明記し てはどうか。	参考ご意見として承りました。
	記録の出力について、CSV 形式は統一規格がなく、有益なデ ータがあっても活用されない場面がある。 他形式での出力も選択肢として認めたり、総務省が「統計表に おける機械判読可能なデータの表記方法の統一ルール」を定 めており、こちらに準拠することを要件としてはどうか。(4件)	参考ご意見として承りました。
遠隔点呼を実施する場所が満た すべき施設・環境要件について	本要件は、事業者側が整えなければならない要件との解釈で よいか。	ご認識の通りです。
	照度要件について、周囲の明るさ・日差しの差し込みの有無 の影響も考慮し、カーテンや照明などの使用を推奨することに ついては言及すべきではないか。	参考ご意見として承りました。
	ネットワーク環境について、通信速度の定量値を要件に盛り 込む必要があるのではないか。(2件)	参考ご意見として承りました。
	監視カメラ等の設置について、アルコール測定時の様子を動 画で保存する機器も存在するが、その場合でも施設側に監視 カメラの設置は必要か。また、映像の保存期間について、3か 月では費用負担が大きく、真に必要な期間を検討すべき。(9 件)	不正な点呼の防止のため、運転者の全身及びア ルコール検知器の使用状況を俯瞰で確認できる 監視カメラ等の設置は必須要件と致します。映像 の保存期間についての要件は削除致します。
運用上遵守すべき事項について	地理情報や道路交通情報等、被遠隔点呼実施営業所の運行 区域について業務を遂行するために必要な情報を有すること としているが、情報は道路公団・各県の道路情報をインターネ	ご提示されたものも情報源の1つとして想定され るものですが、点呼業務を遂行する上では、それ らに加え、運行区域内のバス停の位置や渋滞が

	<p>ットで確認できていれば問題はないか。</p>	<p>発生しやすい場所、危険個所等の情報も有するべきものと想定しています。</p>
	<p>面識がない運転者に対する点呼の場合、対面・非対面を問わずコミュニケーションの機会を設けるよう努力義務または推奨程度として頂きたい。(6件)</p>	<p>面識のない運転者に対し遠隔点呼を行う場合には、運転者の顔の表情、健康状態及び適性診断結果その他の遠隔点呼を実施するために必要な事項について、事前に面談をする機会を設け、確認することを要件と致しますが、対面かオンラインかについては問わないことと致します。</p>
	<p>車両位置の把握について、点呼時には車両が動いていないため、意図が理解しがたい。(2件)</p>	<p>車両位置の把握については、点呼実施時に求めているものではありません。帰庫予定時刻になっても車両が帰車しない場合に点呼の未実施を防ぐためや、不適切な車両の持ち帰りを防ぐために、遠隔の運行管理者が車両の位置を随時把握できることを要件と致します。</p>
	<p>機器故障時には対面点呼を実施することとなっているが被遠隔点呼実施営業所にも常時運行管理者を待機させておかなければならないということか。また、現行制度で許容されている他の点呼方法についても認めてほしい。(12件)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、対面点呼以外に現行制度で許容されている他の点呼方法も認められるよう、「当該被遠隔点呼実施営業所等で実施が認められている点呼を実施できる体制を整備すること」と致します。</p>
	<p>交替運転者の手配について、遠隔点呼実施営業所の運行管理者が初動対応を実施することを許容してほしい。</p>	<p>本制度は点呼業務について営業所等間での実施を可能にするものであり、点呼の結果、運転者が乗務できないと判断された場合における運行に関する判断等の点呼以外の運行管理業務は、引き続き被遠隔点呼実施営業所に責任があるものと整理致します。</p>

		そのため、交替運転者の手配等については被遠隔点呼実施営業所で実施できる体制を整備する必要があります。
	運輸規則にある、「運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施」は遠隔点呼においても適用されるのか。	適用されません。
事業者の申請及び実施スキームについて	機器故障等で遠隔点呼が実施できなくなった際の報告について、月末(30日や31日)に発生した事案については、原因究明並びに再発防止策の検討が必要なことから、「発生日から10日以内」等の猶予期間を設けて頂きたい。(5件)	ご指摘を踏まえ、報告期日については明示しないことと致します。
	運行管理高度化検討会において承認されることにより実施することができるかとあるが、スピーディーかつ軽易な事務手続きで実施できるようにしてほしい。また、当該「承認」のプロセス及び、承認した結果の事業者「数」や「態様」を、運輸支局ごとに公表すべきである。(3件)	ご要望として承りました。
	検討会における承認は参加時のみとし、実施中の運用内容の変更、追加等は別途の手続きにおいて柔軟にご対応いただきたい。	ご要望として承りました。
	なぜ、運輸支局への届出ではなく、運行管理高度化検討会の承認とするのか。(2件)	遠隔点呼が適切に実施されることを確認するとともに、今般設定する機器・システムが満たすべき要件や遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件等が適切なものであるかどうか等の検討を行うため、運輸支局における確認の後、運行管理高度化検討会において確認、承認を経て、同検討会の監督下において実施することとし

		ます。
	運行管理者等は運転者が遠隔点呼を受ける場所を確認するものとするがあるが、通常、使用する車両や携行品類は、営業所や車庫に備わっており、現地に赴かなければ取り扱うことができないため、場所の確認は不要と考える。(2件)	本実施要領に定める要件への適合性が確認された営業所や車庫以外の場所で運転者が点呼を受けることを防止するため、運行管理者は点呼毎に実施場所を確認することと致します。
遠隔点呼に対する要望	対面でないとわからない、微妙な変化を見落とすこともあるため、遠隔点呼はあくまで、例外的措置と位置づけてほしい。	参考ご意見として承りました。
	遠隔点呼機器購入等の助成金制度を導入して頂きたい。(11件)	ご要望として承りました。
	遠隔点呼実施時には、車両台数に応じた運行管理者の選任数の緩和を希望する。(3件)	参考ご意見として承りました。
その他	人手不足及びコロナの感染防止の観点から、遠隔点呼に賛成する。(5件)	ありがとうございます。 賛成のご意見として承りました。
	優良性を問わないということは、事故が多い会社でも遠隔地点呼を認めるということか。また、G マーク取得会社のインセンティブをどう考えているか。(3件)	遠隔点呼を実施できる営業所についてはご認識の通りです。 G マーク取得営業所等に認められる現行の IT 点呼及び旅客 IT 点呼については、本要領に関わらず、今まで通り実施ができるものとします。
	営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならないと規定されているが、遠隔点呼ではどのように扱われるか。また、遠隔点呼は補助者でも実施できるか。(3件)	遠隔点呼は補助者でも実施することができます。 運行管理者による遠隔点呼は、被遠隔点呼実施営業所の運行管理者が実施する対面点呼に相当し、また、補助者による遠隔点呼は、被遠隔点呼実施営業所の補助者が実施する対面点呼に相当することとして、従前通り、運行管理者が行う

		べき点呼は総回数の少なくとも3分の1以上とします。
	遠隔の距離、事業規模(人数)などの制限等はないのか。	制限はございません。
	県をまたぐ他営業所の車両を運転する際の点呼は、その車両の属する営業所で点呼を受けなければならないが、このケースでも遠隔点呼に代えることが可能なのか。	遠隔点呼を実施することが可能です。
	遠隔点呼は、車両への通信型ドラレコの装着(車両内外を常時営業所から確認可能)とセットであるべき。	参考ご意見として承りました。
	車両に搭載してあるタブレット等を用いた集団点呼が可能となるよう検討いただきたい。	参考ご意見として承りました。

ほか、当該実施要領(案)とは関係のない意見が11件ありました。